

1. 奨学金制度(大学院生)

日本学生支援機構奨学事業

日本学生支援機構奨学事業は、学業成績優秀で経済的理由のため修学困難な者に、学資を貸与して教育の機会均等および学生生活の充実をはかり、社会の健全な発展に尽くすことを目的として設けられている制度である。

大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的として貸与するものであり、修了後、規程によって必ず返還しなければならない。

奨学金種類	貸 与 月 額	
第一種奨学金（無利子）	博士前期課程（修士課程）	50,000円・88,000円
	博士後期課程	80,000円・122,000円
授業料後払い制度（無利子） ※修士のみ利用可	授業料支援金	【年額】47万円 ※大学に直接振り込まれる
	生活費奨学金	【月額】2万円・4万円
第二種奨学金（有利子）	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円	

※年度によって貸与月額に変更されることがある。

※貸与月額は申込者が選択することになる。

※授業料後払い制度は、授業料支援金と生活費奨学金を無利子で貸与する制度。卒業（修了）した後、貸与奨学金として所得に応じた金額の返還が必要。第一種奨学金と授業料後払い制度の併用はできない。また、「生活費奨学金」のみの申し込みはできない。

(1) 奨学生の募集・出願の手続き

4月初旬頃、募集日程等の詳細を掲示するので、希望者は学生課で出願書類を受け取り、指定された日時までに関係書類を提出すること。

(2) 採否決定

奨学生としての適否を日本学生支援機構の示す推薦基準に基づき審査したうえで学長が日本学生支援機構に推薦する。

採否の決定は日本学生支援機構の選考を経て決定される。

(3) 奨学金の交付

奨学金は採用時から最短修業年限の終期まで（修了年次の3月）、原則として、毎月1回日本学生支援機構より奨学生本人の銀行口座に振り込まれる。

(4) 奨学金貸与の停止および廃止

学業成績の状況や、性行の状況によって、貸与が停止又は廃止されることがある。

(5) 休・退学等の異動による諸願届の提出

奨学生は、休・退学その他奨学生として資格に異動が生じた場合は、直ちに学生課へ連絡をとり、速やかに奨学生に関する異動の願届を提出すること。この願届の提出が遅れたため余分に振り込まれた奨学金は奨学生本人から直接日本学生支援機構へ返戻しなければならない。

(6) 奨学金継続願の提出

奨学生は毎年冬季、奨学金継続願をインターネット入力により提出しなければならない（期間は掲示する）。継続願の手続きを行った奨学生に対しては引続き奨学金が振り込まれるが、手続きを行わなかった場合、廃止となり奨学生の資格を失うことになる。

(7) 奨学金の返還

在学中受領した奨学金は、貸与であるから、修了後所定の期間内に決められた方法で返還しなければならない。